

会 員 各 位

青 色 情 報

青報 2902
事 務 局
☎ 351-4159

I. 源泉所得税個別相談会

月・日	時 間	会 場
7月3日(月)	午前 10 時 ~12 時 午後 1 時 ~ 4 時	じばさん三重 5 階 情報交換室 2
7月4日(火)		
7月5日(水)		

〔持 ち 物〕 平成 29 年度分並びに平成 28 年度分源泉徴収簿、納付書

※注意※ 納期限は7月10日(月)です。 納付書は源泉徴収税が『0円』の場合でも税務署に提出する必要があります。

II. 平成 29 年度 所得税の主な改正事項

本年度税制改正の中の主な事項を抜粋し、身近なものについての概要をまとめました。(詳細は、「平成 29 年度分所得税の改正のあらまし」又は、国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】でご確認下さい。)

1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

(1) 配偶者控除 (所法83)

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされました。なお、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました(法83①)。

居住者の合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

(2) 配偶者特別控除 (所法83の2)

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下(改正前: 38 万円超 76 万円未満)とし、その控除額が次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています(所法 83 の 2 ①②)。

① 合計所得金額 900 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	38万円	105万円超110万円以下	16万円
85万円超90万円以下	36万円	110万円超115万円以下	11万円
90万円超95万円以下	31万円	115万円超120万円以下	6万円
95万円超100万円以下	26万円	120万円超123万円以下	3万円
100万円超105万円以下	21万円		

② 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	26万円	105万円超110万円以下	11万円
85万円超90万円以下	24万円	110万円超115万円以下	8万円
90万円超95万円以下	21万円	115万円超120万円以下	4万円
95万円超100万円以下	18万円	120万円超123万円以下	2万円
100万円超105万円以下	14万円		

③ 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	26万円	105万円超110万円以下	11万円
85万円超90万円以下	24万円	110万円超115万円以下	8万円
90万円超95万円以下	21万円	115万円超120万円以下	4万円
95万円超100万円以下	18万円	120万円超123万円以下	2万円
100万円超105万円以下	14万円		

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の整備（所法194等）

上記(1)及び(2)の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてその記載事項の見直しを行う等の所要の措置が講じられました（所法 2、79、85、185～187、190、194～195の 2、198、203の 3、203の 5、別表第 2～別表第 4）。

《適用関係》 上記(1)から(3)までの改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 6、9、10）

2. 医療費控除（所法 73）の添付書類の見直し

医療費控除（所法73）について、その適用を受ける者は、医療費の明細書又は医療保険者等の医療費通知書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととされました（所法120④、所規47の 2 ⑧⑨、オン化省令 5 ⑥）。この場合において、税務署長は、その適用を受ける者に対し、確定申告期限等から 5 年間、当該明細書に係る医療費の領収書（次に掲げるものを除きます。）の提示又は提出を求めることができるとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該領収書の提示又は提出をしなければならないこととされました（所法120⑤）。

①確定申告書の提出の際に、医療保険者等の医療費通知書を添付した場合における当該医療費通知書に係る医療費の領収書

②電子情報処理組織を使用して確定申告を行った際に、医療保険者等から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者等の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを送信した場合における当該医療費通知情報に係る医療費の領収書

《適用関係》 この改正は、平成29年分以後の確定申告書を平成30年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用され、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、改正前の医療費の領収書の添付又は提示による医療費控除の適用もできることとされました（改正法附則 7）。

(注) セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）（措法 41 の 17 の 2）の適用を受ける者についても、医療保険者等の医療費通知書に関する事項を除き、上記と同様の改正が行われました（措法 41 の 17 の 2 ③、措規 19 の 10 の 2 ①、改正法附則 58）。